

⑩<<農林水産業>>国家戦略特区等にかかる検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時R1-005	熊本県阿蘇市	阿蘇カルデラツーリズム推進特区	<p>特産物の「はちみつ」を原料とする特定酒類(その他の醸造酒)を製造する。</p> <p>現在、阿蘇市の方で4~5名の者が約30群数を飼育している。さらに、阿蘇市外の方を含めると約15名の者が阿蘇市内で約1,590群数を飼育している。</p> <p>その中で、養蜂業と併せて自己の酒類の製造場を持ち酒類販売店を営んでいる者が、現在、6群数を飼育しており、1群から約5リットルの蜜が取れるため、当面は、約30リットルの「はちみつ」を原料とし、約90リットルの醸造酒(原料約1リットルに対して、約3リットル製造予定)を生産する計画があり、阿蘇市内では多くの蜜蜂が飼育されており、将来的には製造拡大を図っていく。</p> <p>ひいては、地域の特産物の「はちみつ」を使った醸造酒を製造し提供することで、特産物を、アルコールを嗜む人々にPRすることができるのと同時に、阿蘇カルデラツーリズムの魅力向上及び地産地消の農商工連携に繋げていく。</p>	酒類の製造免許(醸造酒)の参入障壁の高さ	酒税法第7条	<p>構造改革特区法による製造免許取得の規制緩和(養蜂の届出がされている養蜂家が、蜂蜜の醸造酒を製造できる免許の交付及び製造量の緩和)</p> <p>現在、認定を受けている「阿蘇カルデラツーリズム推進特区」の「特定農業者による特定酒類の製造事業」における濁酒又は果実酒に関する特例に、「養蜂家」及び特産物の「はちみつ」を加え、更なる地域の活性化を図る。</p>	財務省	<p>「最低製造数量基準」の緩和・撤廃については、一般に採算が取れない小規模製造者の増加を招き、滞納や脱税の発生といった酒税の確保に支障を来すおそれや税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼす問題が生じかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。</p> <p>ご提案が、地域で採れた蜂蜜を原料とした蜂蜜酒(その他の醸造酒)を販売することにより地域の活性化を図りたいということであれば、その他の醸造酒の製造免許を有する酒類製造業者に地域で採れた蜂蜜を提供し、製造を委託することは可能であることから、そうした対応をご検討いただきたい。</p> <p>なお、蜂蜜を原料としたリキュールを製造する場合には、構造改革特別区域法では、一定の要件の下、その製造免許に係る最低製造数量基準(原則6キロリットル)が1キロリットルとされている。</p>
随時R1-011	養父市	カワウ等の駆除における銃猟の使用に関する特例措置について	<p>○養父市のような中山間地では、河川幅が狭く、捕獲場所が法第38条第2項の制限により(半径200メートル以内に人家が約10軒ある場合)、カワウ等の駆除ができる場所が限定されている。</p> <p>○半径200メートルの制限があるため、たとえ住宅に背中を向けていたとしても制限の範囲内となってしまう。</p> <p>○漁業被害を軽減するためにも、市や県などの行政機関が安全を担保したうえで、カワウ等の駆除における銃猟の使用に関する特例措置を求めるもの</p>	住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所(以下「住居集合地域等」という。)においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等(以下「麻醉銃猟」という。)をする場合は、この限りでない。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日、法律第88号)第38条第2項	行政機関が安全を担保したうえで、カワウ等の駆除における銃猟の使用を許可するもの	環境省	<p>○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号、以下「鳥獣保護管理法」という。)第38条は、銃猟が弾丸の発射を伴い、特に人間の身体又は生命に対する危険があることから、危険を防止し、公共の安全を維持するため、銃猟の制限を規定しているものです。本条第2項においては、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所(住居集合地域等)において銃猟を実施することは人間に危害を及ぼすおそれが特に大きいことから、これらの場所での銃猟を禁止しています。</p> <p>○「⑤具体的な事業の実施内容」に記載されている「半径200メートルの制限」については、最高裁平成12年2月24日判決を参考に運用されているものと思料しますが、鳥獣保護管理法第38条第2項の住居集合地域等の判断基準として規則等で定めているものではありません。住居集合地域等の場所は各都道府県において判断することされており、ご指摘にはあたらないと考えます。</p>

⑩<<農林水産業>>国家戦略特区等にかかる検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時R1-012	養父市	有害鳥獣駆除における銃猟の制限の規制緩和について(市民、猟師等の安全確保のための銃猟)	<p>○有害鳥獣駆除において、箱罾やくくり罾でツキノワグマを捕獲することがある。このような場合、殺処分をするか、麻酔をかける等をして山奥等に放獣をしているところであるが、捕獲場所が法第38条第2項の制限を受ける場合(半径200メートル以内に人家が約10軒ある場合)、銃器を使用しての駆除ができないうえ、麻酔作業時は銃器を使用した警護ができない。</p> <p>○くくり罾による誤捕獲は罾が外れる可能性が高い、子グマが誤捕獲された場合は親グマが潜んでいる可能性が高いなど、麻酔業者・見回りの猟師・近隣住民が危険な状況になっている。</p> <p>○住宅近くの鳥獣防護のノリ網に、雄シカが絡まることもあり、上記と同様に銃器を使用できないため、危険な状態になっている。</p> <p>○有害鳥獣駆除において、行政機関が特別に認めた(依頼した)場合に限り、住民等の安全を確保したうえで、法第38条2項の制限を受ける場所であっても、銃器の使用を認める規制緩和を求めるもの</p>	<p>住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所(以下「住居集合地域等」という。)においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等(以下「麻酔銃猟」という。)をする場合は、この限りでない。</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日、法律第88号)第38条第2項</p>	<p>行政機関が特別に認めた(依頼した)場合に限り、住民等の安全を確保したうえで、法第38条2項の制限を受ける場所であっても、銃器の使用を認める</p>	環境省	<p>○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)第38条は、銃猟が弾丸の発射を伴い、特に人間の身体又は生命に対する危険があることから、危険を防止し、公共安全を維持するため、銃猟の制限を規定しているものです。本条第2項においては、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所(住居集合地域等)において銃猟を実施することは人間に危害を及ぼすおそれが特に大きいことから、これらの場所での銃猟を禁止しています。</p> <p>○「⑤具体的な事業の実施内容」に記載されている「半径200メートル以内に人家が約10軒ある場合」については、最高裁平成12年2月24日判決を参考に運用されているものと思料しますが、鳥獣保護管理法第38条第2項の住居集合地域等の判断基準として規則等で定められているものではありません。住居集合地域等の場所は各都道府県において判断することとされており、ご指摘にはあたらないと考えます。</p> <p>○なお、本件は、シカ等の有害鳥獣駆除を目的とした捕獲に伴うクマの錯誤捕獲によって生じた事案と考えられますが、クマの錯誤捕獲に関しては、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成29年9月21日環境省告示第69号。以下「基本指針」という。)に基づき、被害防止目的での捕獲を行う際に、ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう、各都道府県において指導することとしています。</p> <p>この点、ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれがある場所では、くくりわなを用いた捕獲方法を選択しないこと、又は当該場所での捕獲実施を避ける等、従来の規制の範囲内においても、十分に適切な対応が可能と考えます。</p> <p>○また、基本指針において、クマの錯誤捕獲の可能性が事前に想定される場合には、迅速かつ安全な放獣が実施できるよう放獣体制の整備に努めることとされているところであり、放獣体制整備等により迅速な対応ができています。</p>